

群馬県知事
大澤正明様

要 望 書

群馬県市長会



平成20年度群馬県予算等に関する要望

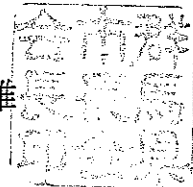
日頃から都市行政の各般にわたるご指導、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県内市町村においては、いわゆる「平成の大合併」も一段落しましたが、三位一体改革への対応や少子高齢社会への対応、環境問題や教育問題など依然として多くの課題を抱えており、その解決に向けて最大限の努力を傾注しているところであります。

この要望書は、そういった山積する諸課題や県内12市の主要施策に対し、県の一層のご支援とご協力をいただきたく取りまとめたものでありますが、県におかれましては、大澤知事のもと、県民の幸せのため、市町村との対話と連携・協調を図りながら、その実現に向けた取り組みを進めていかれるとのことですので、ここに取り上げた県内12市の実情をご理解頂き、特段のご配慮を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成19年11月22日

群馬県市長会
会長 松浦 幸雄



平成20年度 群馬県予算等に関する要望

目次

総務部関係 1 ページ

- 1 消防の広域化に関する支援について〔新規〕
- 2 税収確保対策に係る支援の継続について〔新規〕

企画部関係 2 ページ

- 1 高崎競馬場跡地の利活用の検討について〔新規〕
- 2 世界遺産登録に向けたまちづくり事業補助金制度の創設について〔新規〕
(※県土整備部にも提出)

健康福祉部関係 3 ページ

- 1 地域医療施設等の整備充実について
 - (1) 医師の確保について〔継続〕
 - (2) 独立行政法人国立病院機構高崎病院の建替え整備に係る小児救急医療体制の充実強化について〔継続〕
- 2 小児医療費助成制度の早期拡大について〔継続〕
- 3 後期高齢者医療制度の創設に係る重度心身障害者医療費助成制度の継続について
〔新規〕
- 4 乳児保育促進事業の継続について〔継続〕
- 5 保育料軽減補助事業の創設について〔新規〕
- 6 保育所対策事業の充実について〔新規〕
- 7 地域活動支援センター事業実施に向けた支援について〔継続〕
- 8 保健所設置に対する支援について〔新規〕
- 9 後期高齢者の保健事業に対する助成について〔新規〕
- 10 地区民生委員協議会の分割及び委員の年齢上限の引き上げについて〔新規〕
- 11 母子家庭自立支援教育訓練給付金について〔新規〕
- 12 介護予防支援業務の委託件数制限について〔新規〕
- 13 介護認定調査員の確保について〔新規〕
- 14 身体障害者等の自動車税等の減免制度について〔継続〕

環境森林部関係 7 ページ

- 1 有害鳥獣対策事業について〔新規〕
- 2 県単治山事業の拡充について〔新規〕

農政部関係 8ページ

- 1 玄米のバイオエタノール化の研究開発について〔新規〕
- 2 鳥獣害防止における広域対策について〔新規〕

産業経済部関係 9ページ

- 1 観光と農業等を結びつける総合的観光政策について〔継続〕
- 2 若者就職支援事業について〔継続〕
- 3 大規模工業団地（20haから30ha）の造成について〔新規〕

県土整備部関係 10ページ

- 1 幹線道路網等の整備について〔継続、一部新規〕
- 2 広域農道整備事業（フルーツライン）の促進について〔新規〕
- 3 市町村乗合バス補助制度の充実及びバス利用促進敬老割引補助制度の復活について
〔継続〕
- 4 鉄道の支援について
 - (1) 上毛電鉄の運行維持について〔継続〕
 - (2) わたらせ渓谷鉄道の運行維持について〔継続〕
 - (3) 上信電鉄の運行維持について〔新規〕
 - (4) JR両毛線の活性化について〔新規〕
- 5 急傾斜地崩壊対策事業の促進について〔継続〕
- 6 工業専用地域の建ぺい率の緩和について〔新規〕
- 7 群馬県公共下水道事業費等補助金の対象見直しについて〔新規〕
- 8 浄化槽整備事業補助金の補助率の引き上げについて〔新規〕
- 9 木造住宅耐震改修補助事業の支援について〔新規〕
- 10 世界遺産登録に向けたまちづくり事業補助金制度の創設について〔新規〕

（※企画部にも提出）

教育委員会関係 13ページ

- 1 市立養護学校の移管について〔継続〕
- 2 国指定史跡「旧富岡製糸場」の維持管理事業について〔継続〕
- 3 情緒短期治療施設「青い鳥ぐんま」の県立学校への移管及び教職員の配置基準の変更について〔新規〕

総務部関係

1 消防の広域化に関する支援について〔新規〕

広域化対象市町村の広域消防運営計画の策定等、消防の広域化に際しては、技術的、人的及び財政的支援を図ること。

2 税収確保対策に係る支援の継続について〔新規〕

地方税の税収確保については、各市とも徴収体制の整備や積極的な滞納処分等の徴収努力を行うとともに、県民局に設置されている広域徴収グループ個人県民税徴収対策班の支援によって徴収率の向上及び収入未済額の圧縮に積極的に努め、長年続いた徴収率の低下傾向に歯止めをかけるなどの大きな成果を上げてきているところである。しかしながら、平成19年度からの税源移譲で調定額が増加したことに伴い、今後予想される滞納額の増加への対応など、未だ残された重要課題も多いことから、県と市町村が協調して行うことの意義も踏まえ、平成20年度以降も既存の組織と「県税務職員の市町村派遣制度」等の制度を継続するなど、税収確保対策に係る支援について必要な措置を講じること。

企画部関係

1 高崎競馬場跡地の利活用の検討について〔新規〕

高崎競馬場跡地の利活用の検討にあたっては、本県及び高崎地域の将来の発展につながるような利活用が図られるよう、引き続き協力して検討を進めること。

2 世界遺産登録に向けたまちづくり事業補助金制度の創設について〔新規〕

(※県土整備部にも提出)

世界遺産登録を進めるにあたっては、県内の該当地域の指定物件はもとより、その周辺もまちづくりを推進し、地域全体が世界遺産に相応しい魅力に向上する必要があるため、県独自の世界遺産まちづくり補助金制度を創設するなど、積極的な財政措置を講じること。

健康福祉部関係

1 地域医療施設等の整備充実について

県民の健康を守るという観点から、地域医療を充実するため、下記事項について、財政支援を含めた積極的な措置を講じること。

(1) 医師の確保について〔継続〕

医師不足による地域医療サービスの低下を防ぐため、小児科医師及び産婦人科医師等の安定確保について、特段の支援を図ること。

(2) 独立行政法人国立病院機構高崎病院の建替え整備に係る小児救急医療体制の充実強化について〔継続〕

独立行政法人国立病院機構高崎病院の建替え整備に係る小児救急医療体制整備の一層の機能充実に向けて支援を図ること。

また、それに伴う小児科医師の確保について、特段の支援を図ること。

2 小児医療費助成制度の早期拡大について〔継続〕

少子化対策及び子育て支援対策のために、通院に係る福祉医療費補助金の対象年齢を早期に入院と同じく義務教育終了までとするよう制度の拡充を図ること。

3 後期高齢者医療制度の創設に係る重度心身障害者医療費助成制度の継続について 〔新規〕

65歳以上の障害者については、新たに始まる後期高齢者医療制度若しくは現在加入の医療制度のいずれかを自由に選択出来ることとなっているが、県の重度心身障害者医療費助成制度の見直しの方針では、後期高齢者医療制度に加入する者のみを助成の対象とするやに聞いている。については、この医療制度が自由選択である以上、受給者間に不公平が生じることがあってはならないので、どちらの制度を選択しても福祉医療費助成制度の対象とすること。

4 乳児保育促進事業の継続について〔継続〕

平成18年度で廃止となった国の乳児保育促進事業に代わり、19年度から県が「乳児保育事業緊急支援補助金事業」を制度化したが、引き続きこれを継続すること。

5 保育料軽減補助事業の創設について〔新規〕

子育て支援を推進するため、次の事業について積極的な措置を講じること。

- ① 第3子以降保育料無料化補助事業の創設
- ② 同時第2子保育料半額補助事業の創設

6 保育所対策事業の充実について〔新規〕

待機児童の解消のため、市立保育所を増築等する場合には、民間保育所と同様の補助制度が活用できるよう保育所対策事業の充実を図ること。

7 地域活動支援センター事業実施に向けた支援について〔継続〕

精神障害者共同作業所は、特に利用者が市町村域を超えて広範囲に及ぶことから、従来の作業所に対する補助金を継続し、特定市町村に過度の負担を生じさせないように、財政支援を図ること。

また、障害者福祉作業所運営補助（身体・知的障害者）についても継続を図ること。

8 保健所設置に対する支援について〔新規〕

保健所設置に取り組む市に対し、下記事項について積極的な支援を図ること。

- ① 市職員（専門職及び事務職）の実務研修の受け入れ
- ② 一定期間の県職員の派遣協力
- ③ 検査業務の一部及び犬猫の処分についての県への委託

9 後期高齢者の保健事業に対する助成について〔新規〕

新たに始まる後期高齢者医療制度において実施する保健事業について、これまでの老人保健制度のもとで実施していた保健事業と同様の財政措置を講じること。

10 地区民生委員協議会の分割及び委員の年齢上限の引き上げについて〔新規〕

地区民生委員協議会の分割及び委員の年齢上限の引き上げについて、地域の実情に応じた弾力的な運用を図ること。

11 母子家庭自立支援教育訓練給付金について〔新規〕

この給付金事業は、訓練に要した費用の40%を国と市で支給するものであるが、その支給割合を国が10月に突然、20%に引き下げたため、やむなく市において差額補填措置を行っているところであるので、当該事業に対する助成制度を創設すること。

12 介護予防支援業務の委託件数制限について〔新規〕

介護予防支援業務の委託件数を制限することによって、介護予防支援業務が地域包括支援センターへ集中してしまい、センターの運営に支障を来していることから、委託制限の見直しについて、委託報酬の引き上げも含め、国に対し働きかけること。

13 介護認定調査員の確保について〔新規〕

新規申請者に対する認定調査の経過措置が来年3月で切れ、来年度以降、新規申請者については市町村職員が認定調査を行うことが義務づけられており、確実な調査体制の整備が緊急課題となっている。ついては、介護保険制度の知識を持ち合わせた人材把握には苦慮しているところであるため、情報提供等の適切な措置を講じること。

14 身体障害者等の自動車税等の減免制度について〔継続〕

(1) 市の生計同一証明書発行の廃止について

県税の自動車税・自動車取得税を身体障害者等が減免申請する際、「生計を一にする方」の証明として、「生計同一証明書」を市の福祉事務所において発行しているが、申請者に住民票の添付を義務付けることにより、県が減免申請書を受理する際に状況を聞き取りすることで、県の窓口での確認は十分可能と考えられることから、「生計同一証明書」の発行を廃止すること。

(2) 施設入所者と常時介護者の減免基準について

施設入所者と常時介護者の減免基準については、介護の体制がそれぞれ異なることから、基準にも違いがあるが、障害者の理解が得られる減免基準となるよう適切な措置を講じること。

(3) 自動車税減免申請や基準（疑義）等に係るマニュアルの作成について

減免に係る疑義等については、判断基準がないため、福祉事務所ごとに判断されていることから、統一的な判断基準を提示し、証明書発行事務のマニュアルを作成すること。

環境森林部関係

1 有害鳥獣対策事業について〔新規〕

近年、有害鳥獣による農作物への被害が増加しており、これによって農家の生産意欲が減退し、耕作放棄地の発生に拍車をかけ、一層の有害鳥獣活動の活発化を招き、被害が拡大・広域化している事態にあることから、有害鳥獣対策として、下記事項について特段の措置を講じること。

- ① 利根沼田地域はもとより、被害の多い地域を対象にこれ以上被害が拡大しないよう多面的かつ抜本的な対策を早期に構築すること。
- ② 有害鳥獣被害については、農作物だけでなく人的にも及ぶことから、動物と人との棲み分けが図られるための森林整備事業の拡充等を図ること。
- ③ 群馬県有害鳥獣対策事業費補助金の補助対象の拡充とともに「補助率1/2、予算の範囲内」を「補助率1/2」と改正すること。

2 県単治山事業の拡充について〔新規〕

本県は急峻な山林地域が多く、その中に住民生活地域が多数存在しており、そこでは山林崩壊危険箇所近接して生活をしている状況であるので、ついでには、県民の安心安全な暮らしを守るため、県単独治山事業に係る予算を拡充すること。

農政部関係

1 玄米のバイオエタノール化の研究開発について〔新規〕

現在の米政策においては、生産調整により米の生産目標数量が定められており、そのために山間部の水田は荒廃し、遊休農地となり、イノシシ等の有害鳥獣の生息場所となり、その対策に苦慮している。一方、米国では飼料用トウモロコシがバイオ燃料の原料に回され、そのために輸入飼料が高騰し、国内の畜産農家は大変厳しい経営を強いられている。

については、生産調整を全廃するなどの現在の米政策を見直した上で、余った玄米を総てバイオ燃料とするための研究開発を推進すること。

2 鳥獣害防止における広域対策について〔新規〕

市町村単独による防止事業の効果も限界があることから、鳥獣害防止における近隣市町村等の連携について支援を図ること。

産業経済部関係

1 観光と農業等を結びつける総合的観光政策について〔継続〕

市町村合併により増大した農業生産物等を消費・販売するための、総合的観光政策に対する支援を図ること。

2 若者就職支援事業について〔継続〕

若者就職支援事業に対する補助金等の予算確保を継続すること。

3 大規模工業団地（20haから30ha）の造成について〔新規〕

西毛地域への企業誘致及び就労場所の確保による定住化の促進を図るため、富岡地域に新規工業団地の造成を図ること。

県土整備部関係

1 幹線道路網等の整備について〔継続、一部新規〕

社会経済活動の活性化及び広域的交流の促進などに欠かせない下記幹線道路網等の整備について、所要の対策を講じること。

- ① 国道50号前橋笠懸道路
- ② 国道120号椎坂バイパス
- ③ 東毛広域幹線道路（伊勢崎市境工区、韮塚工区、玉村工区、太田第二工区）
- ④ 西毛広域幹線道路（富岡下黒岩幹線、安中市南北中央幹線）
- ⑤ 高前幹線の事業促進及び県道昇格
- ⑥ 西部一号線
- ⑦ 前橋長瀨線バイパス（藤岡工区）
- ⑧ 寺尾藤岡線バイパス（藤岡市区間）
- ⑨ 宇田磯部（停）線（富岡工区、安中工区）バイパス
- ⑩ 桐生伊勢崎線（阿左美工区）
- ⑪ 笠懸西部幹線（大原境三ツ木線北延伸部）
- ⑫ 桐生田沼線の道路改良
- ⑬ 西部二号外1線の道路改良
- ⑭ 国道17号前橋市表町一丁目及び国道50号前橋市本町二丁目五差路の交差点改良
- ⑮ 国道122号桐生市内の主要交差点改良
- ⑯ 藤岡本庄線藤岡市内の主要交差点改良
- ⑰ 下仁田安中倉淵線富岡市内の市道交差点改良
- ⑱ 関越自動車道駒寄スマートICの改修及び関連道路の建設促進
- ⑲ 関越自動車道スマートICの設置並びに国道354号（前橋長瀨線以東）及び高崎駅東口線の建設促進

2 広域農道整備事業（フルーツライン）の促進について〔新規〕

農業経営の合理化及び農産物の流通経路の改善が図られるよう、下記農道事業について早期の整備促進を図ること。

- ① 広域農道榛名南麓整備事業
- ② 県営ふるさと農道緊急整備事業

3 市町村乗合バス補助制度の充実及びバス利用促進敬老割引補助制度の復活について

〔継続〕

県民の日常生活に必要な交通手段である乗合バスについて、収支率による補助金停止措置規定を撤廃し、補助率の引き上げ等、地域の実情に即した運営が図られるよう、市町村乗合バス補助制度の拡充を図ること。

また、平成17年度で廃止された群馬県バス利用促進敬老割引補助制度については、今後ますます進む高齢社会に必要不可欠な交通手段であるバス路線を維持していくために必要であることから、復活すること。

4 鉄道の支援について

県民の生活交通の確保や地域振興の観点も踏まえ、下記鉄道に対する支援について、必要な措置を講じること。

(1) 上毛電鉄の運行維持について〔継続〕

経営再建5カ年計画が終わる平成20年以降の公的支援の継続及び支援内容の拡充を図ること。

(2) わたらせ渓谷鉄道の運行維持について〔継続〕

経営損失に対する必要な措置を講じること。

(3) 上信電鉄の運行維持について〔新規〕

近代化設備整備に係る国庫補助金の拡充を国に対し働きかけるとともに国庫対象外事業に係る県補助金の拡充を図ること。

(4) J R 両毛線の活性化について〔新規〕

J R 両毛線の増便及び湘南新宿ラインの前橋駅乗り入れ増便について必要な支援を図ること。

5 急傾斜地崩壊対策事業の促進について〔継続〕

国庫補助事業対象外の箇所でも災害の発生しやすい状況があるため、国庫補助事業対象外の箇所については、県単独による急傾斜地崩壊対策事業を実施すること。

6 工業専用地域の建ぺい率の緩和について〔新規〕

企業誘致を促進するため、工業専用地域の建ぺい率を50%としている県の都市計画ガイドラインを緩和し、市町村の判断により60%へ変更できる特例措置を講じること。

7 群馬県公共下水道事業費等補助金の対象見直しについて〔新規〕

昨年度より補助金の対象がソフト施策や調査・計画・設計委託等に移行したが、従来どおりに工事費に対する補助を存続するとともに補助金の増額を図ること。

8 浄化槽整備事業補助金の補助率の引き上げについて〔新規〕

汚水処理率を向上させるには、合併浄化槽を普及させることが必要であることから、浄化槽整備事業補助金の補助率の引き上げを図ること。

9 木造住宅耐震改修補助事業の支援について〔新規〕

旧基準木造住宅の耐震改修を促進するため、県費の補助制度を創設すること。

10 世界遺産登録に向けたまちづくり事業補助金制度の創設について〔新規〕

(※企画部にも提出)

世界遺産登録を進めるにあたっては、県内の該当地域の指定物件はもとより、その周辺もまちづくりを推進し、地域全体が世界遺産に相応しい魅力に向上する必要があるため、県独自の世界遺産まちづくり補助金制度を創設するなど、積極的な財政措置を講じること。

教育委員会関係

1 市立養護学校の移管について〔継続〕

学校教育法第74条に基づき、市立養護学校の県への移管について、早急に実現すること。

なお、移管されるまでの期間については、運営及び施設整備に係るすべての費用を市債の元利償還金を含め、全額負担すること。

2 国指定史跡「旧富岡製糸場」の維持管理事業について〔継続〕

世界遺産登録を目指し各種事業が進められている「旧富岡製糸場」について、維持管理に多額の費用がかかることから、必要な予算を確保すること。

特に、緊急を要する修理費用については、積極的に財政措置を講じること。

3 情緒短期治療施設「青い鳥ぐんま」の県立学校への移管及び教職員の配置基準の変更について〔新規〕

希望の家の中に設置している情緒短期治療施設「青い鳥ぐんま」を市立学校の分校から県立学校に移管すること。

なお、移管されるまでの当面の措置として、教職員の配置基準を、児童生徒3名で教諭1名とすること。